

令和5年（2023年）9月公表分

【業務上のミス等：9件】

書類等の誤記載	3件
書類の紛失	1件
誤払い・誤振込	3件
誤請求・誤徴収	2件

（１）書類等の誤記載

	概要	担当
1	（概要） 市政だより 8月号の植木地区集団健診受診料の誤記載 （原因） 処理手順の不備、確認不足 （対策） 市政だより記事作成手順の詳細なマニュアルを作成し課内周知するとともに、記事作成後の確認を徹底します。	健康づくり推進課 電話 096-328-2145
2	（概要） 令和5年度介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書における年度表記の誤記載 （原因） 確認不足 （対策） 書式の簡素化を図ることで毎年度の文言の修正箇所を最小限にするとともに、通知書作成後の確認を徹底します。	介護保険課 電話 096-328-2347
3	（概要） 「熊本市住生活基本計画改定にかかる基礎調査業務委託」の公告文に誤って最低制限価格を設定する旨記載し公示 （原因） 確認不足・知識不足 （対策） 公告文を作成する際は、法令等の規定を正しく理解し委託内容と照合することで、記載内容の確認を徹底します。	住宅政策課 電話 096-328-2438

（２）書類の紛失

	概要	担当
1	（概要） 公用ＩＣカード（でんでんnimoca）の紛失 ＜カード残額 13,426円＞ （原因） 処理手順の不備 （対策） 公用ＩＣカードを専用のストラップ付カードケースにて保管し、外勤時には必ず携帯することで紛失防止を徹底します。	経済政策課 電話096-328-2950

(3) 誤払い・誤振込

	概要	担当
1	年金収入額誤認定による保護費の誤支給 (概要) <対象者 1世帯 過大支給額 21,360円> ※令和4年(2022年)6月～令和5年(2023年)5月分 (原因) 確認不足 (対策) 年金改定時の情報連携システムからの帳票印刷においては、加算分も含めて印刷するように改めて注意喚起するとともに、決裁過程においても前年度年金額との差異等を確認するよう徹底します。	東区役所保護課 電話 096-367-9129
2	重度障害者加算誤認定による保護費の誤支給 (概要) <対象者 1世帯、過大支給額 858,480円> ※平成30年(2018年)7月分～令和5年(2023年)4月分 (原因) 確認不足、知識不足 (対策) 新たに加算を認定する場合は、根拠法令と要件を確認し、ケース記録に明記した上で変更処理を行います。	西区役所保護課 電話 096-329-6839
3	受給資格喪失日の入力誤りによる特別障害者手当の誤支給 (概要) <対象者 1名、過大支給額 27,980円> ※令和5年(2023年)5月分 (原因) 確認不足 (対策) 支払データと受給資格データを突合し支給額の確認を行うようチェック体制を見直し、誤支給を防止します。	西区役所福祉課 電話 096-329-5403

(4) 誤請求・誤徴収

	概要	担当
1	(概要) 五福小学校プール使用料の誤徴収 <対象者 8名 過大徴収額計 350円> (原因) 確認不足 (対策) 業務に関連する法令を熟読するとともに、委託業者へ回数券利用にかかる取扱いを徹底しました。	中央区まちづくりセンター 五福交流室 電話096-359-0300
2	(概要) 公民館使用料の誤徴収 <対象者 1名 過少徴収額 70円> (原因) 確認不足 (対策) 予約システムの料金設定の誤りを修正しました。また、使用料徴収の際は、予約システムの料金と料金表を照合することを徹底します。	南部まちづくりセンター 南部公民館 電話 096-358-0199